

津市固定資産税等過誤納金に係る返還金支払要綱

平成18年1月1日訓第7号

改正 平成26年10月31日訓第80号

令和2年6月29日訓第48号

(目的)

第1条 この要綱は、土地及び家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）について、過誤納金（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定に基づき還付すべきものを除く。以下同じ。）が生じた場合に、返還金を納税者に支払うことにより、納税者の不利益を補てんし、税務行政の公平の確保と信頼の回復を図ることを目的とする。

(支出の根拠)

第2条 返還金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき支出するものとする。

(返還金支払対象者)

第3条 市長は、過誤納金が生じたときは、当該過誤納金に係る納税者に対し、返還金を支払う。

2 前項に規定する納税者が死亡し、相続が開始されたときは、その相続人に返還金を支払う。

3 市長は、返還金を支払うことが第1条の目的に合致しないと認められるときは、返還金を支払わないことができる。

(返還金の額等)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 過誤納金のうち本税に相当する額

(2) 利息相当額

2 前項第1号の額は、固定資産課税台帳等によって算定するものとする。この場合において、返還の対象となる過誤納金は、原則として法第18条の3の規定による還付金の消滅時効完成日から5年を経過していないものとする。ただし、納税者が提示する領収書等によって当該税額が確認できるものについては、この限りでない。

3 延滞金納付額については、返還金の支払対象としない。

4 第1項第2号の額は、当該固定資産税等の法定納期限の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、過誤納金のうち本税に相当する額に法定納期限の翌日における法定利率を乗じて計算した金額とする。

(端数計算)

第5条 前条第1項の額に端数があるときは、返還金支出決定時における法第20条の4の2の規定を準用する。

(返還金の請求)

第6条 返還金の支払を受けようとする返還対象者は、市長に対し返還金の支払を請求するものとする。

(返還金の通知)

第7条 市長は、前条の規定による請求があったときは、返還金の額を確定し、請求者に通知しなければならない。

(返還金の支払)

第8条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金を請求者に支払わなければならない。

(充当の禁止)

第9条 返還対象者に納付又は納入すべき市税に係る未納の徴収金がある場合においても、返還金を当該徴収金に充当することはできないものとする。

(返還金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正な手段により返還金の支払を受けた者があるときは、次に掲げる額の合計額をその者から返還させるものとする。

(1) 支払を受けた額

(2) 支払を受けた日から返還された日までの日数に応じ、前号の額に支払を受けた日における法定利率を乗じて計算した額

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市固定資産税等過誤納金に係る返還金支払要綱（平成9年津市訓第2号）、香良洲町固定資産税等過誤納金返還支払要綱

(平成9年3月25日制定)、一志町固定資産税等過誤納金返還支払要綱(平成9年一志町告示第6号)、白山町固定資産税過誤納金返還支払要綱(平成9年白山町要綱第1号)又は美杉村固定資産税過誤納金返還支払要綱(平成9年美杉村要綱第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成26年10月31日訓第80号)

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月29日訓第48号)

- 1 この訓は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この訓の施行の日前に生じた返還金に係る第4条第1項第2号に掲げる額及び同日前に支払を受けた返還金に係る第10条第2号に掲げる額については、なお従前の例による